

〇〇地区住民自治協議会と長野市との協働に関する基本協定書

〇〇地区住民自治協議会（以下「甲」という。）と長野市（以下「乙」という。）とは、長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例（平成21年長野市条例第2号。以下「条例」という。）第4条に基づき、次の条項によりこの協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

（基本協定の目的）

第1条 基本協定は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、甲及び乙が共通の目的である住民の福祉の増進に向かって協働して行う事務に関し、それぞれが行うべき役割を明確にするとともに、条例第5条第1項の規定により乙が甲の取組に対して行う支援に関し必要な事項を定めることを目的として締結する。

（甲の役割）

第2条 甲は、自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組を実施するとともに、必須事務を行うものとする。

2 前項の必須事務とは、市の区域の全部について統一して実施する必要がある事務のうち、住民の利便性又は事務処理の効率性等の観点から、乙が甲にその実施を依頼するものをいう。

3 必須事務の内容は、甲乙協議の上、第5条の年度協定で定める。

（乙の役割）

第3条 乙は、前条の規定により甲が行う必須事務その他甲が行う自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組に対し、甲と協議の上、必要な支援を行うものとする。

（地域いきいき運営交付金の交付）

第4条 乙は、第2条の規定により甲が行う必須事務に関する活動を担保するとともに、甲が行う自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組を支援するため、条例第5条第1項の規定による必要な支援として、甲に対し、予算の範囲内で地域いきいき運営交付金を交付するものとする。

2 前項の地域いきいき運営交付金の年度ごとの交付金額については、甲乙協議の上、次条の年度協定で定める。

（年度協定）

第5条 甲及び乙は、基本協定に基づき、基本協定の実施に関し当該年度において必要な事項について、協議の上、年度協定を締結するものとする。

(基本協定の有効期間)

第6条 基本協定の有効期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までとする。

2 前項に定める期間の満了の日の1月前までに甲乙のいずれからも何ら申出がないときは、この協定は、更に5年間延長するものとし、その後も同様とする。

(情報交換及び協議)

第7条 甲及び乙は、協働して行う事務を円滑に進めるため情報交換及び協議を目的とした場を設けるものとする。

(疑義の決定)

第8条 基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成21年4月20日

(甲) 長野市 番地

〇〇地区住民自治協議会

会 長

長野太郎

(乙) 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市

長野市長

鷺澤正一